



ら・し・さ通信

2019 (平成 31) 年 冬号 (第 31 号)



プラタナス並木

撮影：三谷巖

おもな内容

●イベントのご案内

「ら・し・さ®」の終活講座「地域開催セミナー（福岡市、富山市、神戸市、松山市、長野市）」など

●終活お役立ち情報

「2018 年度介護報酬改定（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与 他）」「積立 NISA がスタート」

●終活講座をパソコンやスマホで受講できます～動画配信サービスのご案内～

●終活アドバイザー協会講演会・交流会報告、ら・し・さサロン 他

発行：NPO 法人ら・し・さ（終活アドバイザー協会）

理事長：若色 信悟

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋 KNビル 4F

TEL: 03-5201-3793 (平日 10:00~17:00)

FAX: 03-5201-3712

E-Mail: kanri @ra-shi-sa.jp

ホームページ：



終活アドバイザー協会専用の

電話番号・メール・HP

TEL: 03-5201-3370

(平日 10:00~17:00)

E-Mail: info@shukatsu-ad.com

http://www.shukatsu-ad.com

「NPO 法人ら・し・さ」は、人生の後半期に訪れる、介護、住まい、葬式、お墓、相続などの様々な心配ごと、特にお金の問題に関する情報を集め、整理して提供しています。皆さまの必要に応じてお手伝いするファイナンシャル・プランナー (FP) を中心とした団体です。2016 年からは終活アドバイザー協会を運営しています。

イベントのご案内

詳しくは、ら・し・さ HP をご覧ください

“ら・し・さ®”の終活講座 第29回～第31回

「相続・基礎講座（全3回）シリーズ」

終活アドバイザー講座で学ぶ内容を、わかりやすくお伝えする、相続・基礎講座です。
終活アドバイザーの方はテキスト3と、ら・し・さノートをご持参ください。

一般の方も受講できます。

参加者には、民法改正を反映したテキストの内容をレジュメとしてお渡しします。

第1回 2019年2月9日(土) 13:40～16:40

「相続の基本知識」

～相続とは・相続人と相続財産・相続の手順・相続税～

第2回 2019年3月3日(日) 13:40～16:40

「相続への備えⅠ」

～相続の準備・相続対策(生命保険・生前贈与・不動産)～

第3回 2019年4月21日(日) 13:40～16:40

「相続への備えⅡ」

～相続対策(遺言)・遺族の生活(遺族給付・後見・信託)～

前半:「遺言の知識と実務」

後半:「遺族の生活を守る相続対策」

参加費: 各回 5,000 円 会員: 各回 3,000 円

※会員の方は申込み時に会員番号をお知らせください。

定員: 各回 50 名(先着順)



会場案内図

セミナー会場 (3回共通) TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム1

東京都中央区日本橋 3-5-13
三義ビル 2F

- JR 東京駅 八重洲中央口
徒歩 5 分
- 東京メトロ 日本橋駅
B1 出口 徒歩 3 分

《今後のイベント予定》

終活アドバイザー協会講演会・会員交流会（東京開催）

2019年9月開催予定



終活アドバイザー協会講演会・会員交流会（大阪開催）

2019年4月27日（土）13:30～（交流会は、17:30～）

会場：エル・おおさか 606 会議室（交流会は、同じ建物内の宴会場で開催します）

終活講座（東京開催）

第29回 2019年2月9日（土）13:40～ 会場：TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム1

相続・基礎講座 第1回「相続の基本知識」

第30回 2019年3月3日（日）13:40～ 会場：TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム1

相続・基礎講座 第2回「相続への備えⅠ」

第31回 2019年4月21日（日）13:40～ 会場：TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム1

相続・基礎講座 第3回「相続への備えⅡ」

第32回 2019年6月 開催予定

ら・し・さサロン（東京開催）

2019年1月10日（木）「初笑い ら・し・さサロン落語会」

2019年5月 「介護施設見学会」

終活講座（地域開催）

<福岡市> 2019年2月16日（土）13:30～ 会場：博多バスターミナル 第9ホール

『貴方にとっての終活とは？』～人生の課題を考えよう～

「体験からみた老後の医療・介護で準備しておきたいこと」

終活セミナー（地域開催）

<富山市> 2019年1月26日（土）14:00～16:40 会場：富山県民共生センター

「終活とエンディングノートの書き方」

「あなたとご家族のための“相続対策”」

<神戸市> 2019年2月21日（木）14:00～16:30 会場：兵庫県中央労働センター視聴覚室

「元気なうちにやっておく相続の準備」

「幸せを招く！エンディングノート」

<松山市> 2019年3月2日（土）14:00～16:30 会場：松山市総合コミュニティセンター

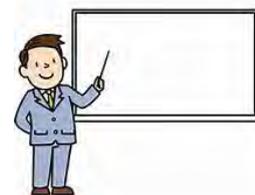
「エンディングノート書き方講座

～人生の棚卸をして、これからの人生を素敵に生きる～

「家族のための終活～終活アドバイザー講座活用法～」

<長野市> 2019年開催予定

<福島県> 2019年開催予定



終活お役立ち情報

※終アド HP の会員ページ内「お役立ち情報」もご利用ください

終活をすすめていくと、日々の暮らし、身の回りの品から不動産などの大きな財産、医療・介護・年金などの社会保険制度や税金、相続、お葬式・お墓とさまざまな事柄が関係します。

こういった終活に関わる知識や経験を、「お役立ち情報」としてお届けします。

終活お役立ち情報 ①

2018 年度介護報酬改定その 1 ～訪問介護～



2018年度には介護報酬改定が行われました。これから3回に分けて主なサービスの改定内容について確認をしてゆきたいと思います。今回は利用者数が一番多い訪問介護サービスの主な改定内容です。

●基本報酬

身体介護中心型(利用者の身体に直接ふれて行うサービス。入浴や着替え、オムツ交換など)はプラス改定(報酬の引き上げ)、**生活援助**中心型(利用者の生活の手伝いをするサービス。掃除、洗濯、買物、料理作りなど)はマイナス改定(報酬の引き下げ)と、身体介護に重点が置かれた改定になりました。

<単位数>

		改定前	改定後
身体介護中心型	20分未満	165 単位	165 単位
	20分以上30分未満	245	248
	30分以上1時間未満	388	394
	1時間以上1時間30分未満	544	575
生活援助中心型	20分以上45分未満	183	181
	45分以上	225	223

※1 単位の単価は 10 円～11.4 円で、お住いの地域により異なります。

<具体例>

身体介護中心型サービスの20分以上30分未満のサービスを週に2回(月8回)利用した場合

248単位×10円(単価が10円の場合)×8回=19,840円がサービス全体の費用になります。

1割負担の方・・・1,984円、2割負担の方・・・3,968円が1か月の自己負担になります。

●生活援助中心型の担い手の拡大

高齢化の中で2025年(団塊の世代が75歳以上になる)には、介護職員が約38万人不足するという推計(厚労省)が出ています。そこで訪問介護事業所における人材確保の必要性から、介護福祉士等は身体介護中心型を担うことし、**生活援助中心型は新たな資格**を設けて、その研修を修了した人が担うこととなりました。現在のヘルパー資格である介護職員初任者研修の130時間より少ない**59時間**の生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了することにより、資格を取得することができます。

これにより多様な人材の参入を図ります。

●訪問回数の多い利用者への対応

財務省より提示された『要介護1, 2で生活援助を利用している人の平均回数は月 10.6 回。しかし 10%の人は月に 20 回以上利用し、月 100 回を超えるケースもある』という内容に関して、いろいろと議論され今回**一定数を超えるケアプラン**を作成した場合には、ケアマネジャーは必要な理由を記載したケアプランを市町村に届出をしなければならないことになりました。一定数とは『前項平均利用回数+2標準偏差』を基準ということで、今回厚労省から提示された具体的な数字は下記のとおりです。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回以上	34回以上	43回以上	38回以上	31回以上

今回の改定の議論の中で、非常に活発に意見交換が行われた中のひとつがこの生活援助中心型の利用回数についてだったと思います。高齢者の単身世帯や老老世帯が増えてゆく中で、掃除、洗濯、買物、料理などをヘルパーに依頼する方はたくさんいます。このヘルパーの手伝いのおかげで、おひとりでなんとか生活している方もいると思います。

厚労省も「家族の支援を受けられない状況や認知症の症状があること、その他の事情により、生活援助中心型の利用が必要である理由がケアプランの記載内容から分かる場合には、ケアプランのみ提出すれば、別途理由書の提出は求めない」との見解です。

一概に回数ではなく、「本当に必要なサービスかどうか」の判断が非常に重要になってきます。

終活お役立ち情報 ②

2018 年度介護報酬改定その2 ～通所介護～

●通所介護(デイサービス)

通所介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施すると厚労省では定義しています。

利用者がデイサービスセンターなどに行き、食事や入浴、レクリエーションや体操などのサービスを日帰りで受けるものです(食事については別途費用がかかります)。送迎も行ってくれます。

利用者にとっては、家から出て別な環境で時間を過ごし、他の高齢者との交流を図り、リフレッシュすることは大切なことです。一方の介護をする側にとっても365日24時間、介護をし続けるということは大変なことです。利用者がデイサービスへ行っている時間に家のことや自分自身のことを行うまたは休息することもとても大切なことと思います。

今回の改定は、サービスの提供時間の区分が2時間から1時間に変更になった点です。各ご家庭のライフサイクルが多様化する中で単位が細分化されたことは利用者にとってはプラスと思われます。利用する事業所の規模や利用時間帯によって、改定前のサービス単位数と比較して増える区分と減る区分があるので確認してください。



通所介護事業者は定員や月間利用者数により次の4つのパターンに分かれています。規模によりサービス単位数は異なります。

- ① 地域密着型※…定員18人以下の事業所
- ② 通常規模型…月延べ利用者数750人以下
- ③ 大規模型Ⅰ…月延べ利用者数750人超900人以下
- ④ 大規模型Ⅱ…月延べ利用者数900人超



※小規模型 通所介護は2016年4月の介護保険法改正で地域密着型サービスへ移行されました。地域密着型サービスなので、業者の指定や指導は事業所のある市区町村が行います(通常規模型以上は都道府県が行う)。利用者は原則として事業所のある市区町村に住所がある人に限定されます。

事業所規模別のサービス単位数は下記のとおりです。

	時間区分	2017年			2018年改定					
		3~5	5~7	7~9	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9
地域密着型	要介護1	426	641	735	407	426	641	662	735	764
	要介護2	488	757	868	466	488	757	782	868	903
	要介護3	552	874	1,006	527	552	874	903	1,006	1,046
	要介護4	614	990	1,144	586	614	990	1,023	1,144	1,190
	要介護5	678	1,107	1,281	647	678	1,107	1,144	1,281	1,332
通常規模型	要介護1	380	572	656	362	380	558	572	645	656
	要介護2	436	676	775	415	436	660	676	761	775
	要介護3	493	780	898	470	493	761	780	883	898
	要介護4	548	884	1,021	522	547	863	884	1,003	1,021
	要介護5	605	988	1,144	576	605	964	988	1,124	1,144
大規模型Ⅰ	要介護1	374	562	645	350	368	533	552	617	634
	要介護2	429	665	762	401	422	631	654	729	749
	要介護3	485	767	883	453	477	728	754	844	868
	要介護4	539	869	1,004	504	530	824	854	960	987
	要介護5	595	971	1,125	556	585	921	954	1,076	1,106
大規模型Ⅱ	要介護1	364	547	628	338	354	514	532	595	611
	要介護2	417	647	742	387	406	608	629	703	722
	要介護3	472	746	859	438	459	702	725	814	835
	要介護4	524	846	977	486	510	796	823	926	950
	要介護5	579	946	1,095	537	563	890	920	1,038	1,065

※時間区分の表記は「3~5」の場合 3時間以上5時間未満の略。

網掛けの箇所はマイナス改定、赤字の箇所はプラス改定(報酬の引き上げ)。

最後に前回の訪問介護同様、具体的な費用の計算をしてみましょう。

<例>要介護3 通常規模型 通所介護 6~7時間利用 週に2回(月8回)の場合

780単位×10円(単価※)×8回(月)=62,400円(総額)

1割負担…6,240円(月) 2割負担…12,480円(月)になります。

※単価は地域により10円~11.40円(サービスの種類により異なる)で計算をします。お住いの地域の単価については市区町村の窓口や地域包括支援センターで確認をしてください。

終活お役立ち情報 ③

2018 年度介護報酬改定その3 ～福祉用具貸与 他～

●福祉用具貸与

「介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるもの」と定義され、保険給付の対象としています。

主な種目としては、車いす(付属品含む)・特殊寝台(付属品含む)・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえなどあります。2016年度の利用件数の上位3種目は、①特殊寝台付属品(マットレス・防水シーツ・サイドレール・キャスター・ベッドサイドテーブルなど)、②特殊寝台(電動ベッド)、③車いすの順位でした。

福祉用具貸与が他の介護サービスと異なる点は、業者が貸与する商品の価格を自由に設定することが出来ることでした。そのため業者により同じ商品でも貸与価格のばらつきが発生していました。業者によって著しい価格差があることは利用者にとってはマイナスです。ばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するために、2018年10月から、全国平均貸与価格に基づく貸与価格上限設定がスタートしました。上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外となります。上限価格については概ね1年に1度の頻度で見直します。この改定に伴い福祉用具専門相談員は、利用者が希望している商品の全国平均貸与価格とその貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明することが義務付けられます。

また、この改定が始まる前の2018年4月からは、利用者が希望する品種の説明について、機能や価格帯の異なる複数の製品を提示しなければならないということも義務付けられました。福祉用具の利用者にとっては、とても有意義な改定と思います。

＜費用の具体例(1ヶ月)＞ 福祉用具の単価は全国一律10円です。

- ・電動ベッド 1,000単位
 - ・マットレス 200単位
 - ・ベッドサイドレール 50単位
 - ・ベッドサイドテーブル 200単位
- の場合、合計単位数は1,450単位

1,450単位×10円(単価)=14,500円

1割負担…1,450円(月) 2割負担…2,900円(月)となります。



●その他の改正

このほか、**訪問看護**では、今まで要介護者と要支援者に対するサービス単位は同じでしたが、今回の改定で**要支援者向けのサービス単位が設定されました。**

＜訪問看護ステーションの場合＞

20 分未満:改定前310 単位 ⇒ 改定後:要介護者311 単位、要支援者 300 単位

30 分未満:改定前463 単位 ⇒ 改定後:要介護者467 単位、要支援者 448 単位

30 分以上60 分未満:改定前814 単位 ⇒ 改定後:要介護者816 単位、要支援者 787 単位

60 分以上90 分未満:改定前1,117 単位 ⇒ 改定後:要介護者1,118 単位、要支援者1,080 単位

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の基本報酬はアップしました。また24時間の医療対応体制のある施設では、看取りを行った場合の加算が上乘せされたので、看取りに対する取り組みもさらに広がってくるのではないかと思います。

<要介護3の場合の単位数(1日あたり)>

基本報酬単位数	2017年	2018年改定
従来型個室	682	695
多床室	682	695
ユニット型個室	762	776
ユニット型個室的多床室*	762	776

* 従来使用していた「ユニット型準個室」の名称から変更されました。

※基本報酬以外に住居費、食費などが必要となります。



終活お役立ち情報 ④

積立NISAがスタート

少額からの積立・分散投資を促進するための非課税制度として、2018年(平成30年)1月1日から新たに「積立NISA」がスタートしました。

「NISA(ニーサ)」とは、2014年1月にスタートした、個人投資家のための税制優遇制度で、「少額投資非課税制度」の略称です。株式や投資信託などに投資をした場合、売却で得た利益や受け取った配当に対しては、約20%の税金(所得税と住民税)がかかります。しかし、NISAを利用して非課税口座を作成し、その中で株式や投資信託を購入した場合には、売却益や配当が非課税になります。

NISAには一般の「NISA」と未成年者を対象にした「ジュニアNISA」がありますが、2018年からは、「積立NISA」が新たに加わったということです。

20歳以上の方が利用できる「積立NISA」と「NISA」とを比較したものが、下記の表です。NISAでは上場株式と公募株式投資信託が購入でき、毎年の投資上限額は120万円です。年間の投資上限額は積立NISAより大きいのですが、非課税期間は5年間なので、5年後には新たにNISA口座で続ける(ロールオーバー)か、課税口座に移すか、売却するか選択する必要があります。

一方、「積立NISA」の投資上限は年間40万円までですが、非課税期間は20年と長いので、少額でコツコツ長期投資するのに向いています。投資対象商品が積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託に限られますが、手数料が安く分散投資を行っているなど、比較的良質な投資信託が厳選されているので安心して投資できると考えることもできます。

なお、積立NISAと一般のNISAとは同時に利用することはできず、年ごとにいずれかを選択して利用します。

	積立NISA	いずれかを選択	現行NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円 2015年(平成27年)までは100万円
非課税期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	20年間 2018年(平成30年)～2037年(平成49年)		10年間 2014年(平成26年)～2023年(平成35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期的かつ継続的な方法で投資		制限なし

過去のイベント

ら・し・さ HP にも報告レポートがあります

“ら・し・さ®”の終活講座 開催地：東京

おもに偶数月に都内で開催している、終活アドバイスを行う人向けの講座です。それぞれのテーマに関して、基本と実務のセミナー、あるいは異なる立場からのセミナーで構成しています。参加者からは活発な質問が寄せられています。★印の付いた講座は、ビデオ受講できます(11 ページをご参照ください)

第 23 回★「成年後見の基本と実務」

『成年後見のいろは』『成年後見のケーススタディ』

第 24 回 「遺品整理と生前整理」

『いま遺品整理の現場で起きていること』『生前整理は心のかたづけ』

第 25 回★「学んで備える『認知症』～原因・治療・ケア・予防～」

第 26 回★「学んで使える『民事信託』～民事信託の仕組みと使い方～」

第 27 回★「終活の知識とエンディングノートの活用法」

第 28 回 「セカンドライフに役立つ保険の話」

『生前給付型保険の現状 ～医療・介護・認知症・生前贈与の保険～』

『多様なライフスタイルに合った死亡保険のかけ方・保険金の受け取り方』

NPO 法人ら・し・さ 創立 15 周年記念 終活アドバイザー協会講演会・交流会

2018 年度の終活アドバイザー協会講演会は、9 月 13 日(木)に、東京ウイメンズプラザホールで開催されました。NPO 法人ら・し・さ 創立 15 周年を記念する会でもありました。

* * * * *

第一部は、千葉商科大学人間社会学部教授・哲学者で、日本 FP 協会専務理事も務めていらっしゃる伊藤宏一氏を講師にお迎えして、「人生 100 年とシニア世代の課題～変身資産と結晶性知能～」というテーマでご講演いただきました。

人生 100 年時代を迎えるということにより、従来のライフプランの考えが大きく変わります。

従来は①3ステージモデル(特定時期に教育を受ける→一定年まで仕事→一定年退職)、②大企業中心、③片働きで性的役割分担、といったライフプランモデルでした。新しいライフプランモデルは、①マルチステージモデル(人生に数度の仕事の転換、数度の教育と経験)、②企業中心から個人とその仕事中心、③すべての人が働くことが基本。時間と場所にこだわらず、育児・介護と両立可能な柔軟な働き方、といったものです。これからは、新しいライフプランモデルが必要不可欠とされているそうです。

新しいライフプランのキーワードとなるのが、**変身資産と結晶性知能**です。

変身資産とは**移行期の不確実性への対処能力を高めるための資産**です。変身資産のポイントは次の3つです。「汝を知れ(自分の過去、現在、未来について自問し、内省する)」「自ら能動的に変身を求め、新しい経験に対して開かれた姿勢を持つ能力(新しい生き方を実験する姿勢)」「多様性に富んだ新しいネットワーク(何を知っているかではなく、誰を知っているかが大切)」。そして結晶性知能とは、**言葉の意味理解や言語活用能力、一般常識など、後天的で学校で学んだり、日常生活や仕事で積まれた知識や経験を生かし、応用したりする能力**です。知能には、成人期から低下する流動性知能と、高齢期に至るまで安定的に維持される



講師の伊藤宏一氏

結晶性知能がありますが、高齢社会では、結晶性知能が重要になってきます。新しい時代に対応するには、変身資産を持ち、結晶性知能を高めるよう、心がけることが、大切というお話でした。

第二部は、まず、ら・し・さの三谷ますみ理事から、2018年に開催したら・し・さサロン「谷中霊園見学会」について、動画を見ながら報告いたしました。有名人のお墓、珍しいお墓、そして最近人気の「立体埋蔵施設



(ロッカー形式の納骨堂)」など、見学会を体験しているような雰囲気でお伝えできたのではないではないでしょうか。



引き続いて、ら・し・さ正会員の河原正子さんから、「最近のお墓事情」についてです。お墓についての基本的な知識に加えて、新しいかたちのお墓や埋葬方法について、スライドで多くの

写真を映しながらのわかりやすい解説でした。

* * * * *

終了後は、お楽しみの交流会です。終活アドバイザー協会会員をはじめ、NPO法人ら・し・さを支えてくださった方々にもご参加いただき、楽しいひと時を過ごすことができました。

終活アドバイザー協会講演会は、2019年も9月に開催予定です。役に立つ講演会、そして会員や活動にご賛同いただいている方々の交流の場を設けますのでぜひ、ご参加ください。一同お待ちしております。



ら・し・さサロン(報告)

ら・し・さサロンは、見学会や体験会中心のイベントです。主に首都圏で随時開催しています。

◇「病気と老化とは違う！～加齢と脳の認知機能の変化～」

日時:2018年11月15日(木) 10:00~12:00

11月のら・し・さサロンの講師は医学博士でもあり、特別養護老人ホームの理事長もされている岩城隆昌さんです。人生100年時代を迎え、これから先、健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題です。サロンでは、「老化による物忘れ」と「認知症」の症状の違いや、認知症になりやすい様々な要因についてとても分かりやすく解説いただきました。歯周病が原因であったり、ヘルペスウイルスが原因であったり、また炭酸飲料の取りすぎが認知症のリスクを増大させる、というような興味深いデータをもとに、どうしたら認知症を防げるか？というヒントも参考になります。

身近な防止方法として、ビタミンB1、Cを多く取ることですが、高いサプリメントを使用する必要もなく、ペットボトルのお茶にも多くのビタミンが入っているので、それでも良いとおっしゃっていました。

最後に、認知症にならないための6つのポイントは

- ① 血圧を高くならないようにする
 - ② 歯を丈夫に保つ
 - ③ 新しいことを学ぶ
 - ④ 社会的に生活をする
 - ⑤ うつに気を付ける
 - ⑥ 良質な睡眠
- だと解説していただきました。

今からできることは意外とたくさんあると気づくことができ、とても参考になるサロンに参加できたと満足しました。

終活講座をパソコンやスマホで受講できます



「ら・し・さ®」の終活講座」をビデオ(動画)で受講できるようになりました。

動画配信サービスは、「生活経済研究所®長野 家計見直しセミナー」(URL:<https://fpi-j.tv/>)のサービスのひとつ(3ch ら・し・さチャンネル)として提供されています。終活アドバイザー協会会員は割引価格で受講できます。非会員や退会された方、会費未納の方は、会員価格での利用はできませんので、ご注意ください。

3ch ら・し・さチャンネルサイト https://fpi-j.tv/category/3ch_rashisa

1. まずは「利用者登録」を行います

「https://fpi-j.tv/category/3ch_rashisa」にアクセスして、右上の「利用者登録」ボタンをクリックします。案内に従って、登録手続きを行ってください。



2. 登録が終わったら受講できます

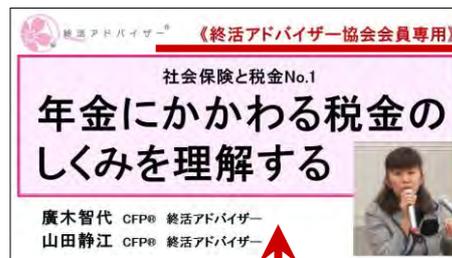
受講するには、各セミナーのバナー(下記の図ご参照)をクリックしてお申込みください。

- ◇ 受講可能期間は購入(申込み)から 14 日間
- ◇ セミナー映像は、指定された受講可能期間であれば、繰り返し、視聴可能
- ◇ セミナー料金は動画ごとに設定。代金はクレジットカードによる決済となります。

終活アドバイザー協会会員の方は、3ch ら・し・さチャンネル内の「終活アドバイザー協会会員専用」バナーをクリックしてお申し込みください。 **申込みの取り消しや変更はできません。**



一般の方はこちらをクリック!



会員はこちらをクリック!

利用者登録や、WEB セミナーのご利用に関してご不明な点は、下記にお問い合わせください

家計の見直しセミナー | 生活経済研究所®長野の WEB セミナー

URL : <https://fpi-j.tv> お問い合わせ(メール) : delivery@fpi-j.com

「ら・し・さノート®」・「活用ガイド」

「親亡きあとの支援ハンドブック～知的障がいの子を持つ親のために～」

NPO 法人ら・し・さ では、「ら・し・さノート®」及び「活用ガイド」、「親亡きあとの支援ハンドブック」を発行しています。ご希望の方は下記の方法にてご購入ください。

ら・し・さノート®

これまでの人生を振り返り、これからやりたいことを考えながら、財産を把握し、人生の後半期のことを書きとめておくためのノートです。医療や介護が必要になったときの希望や、葬式やお墓のことを記入するページもあります。自分史ノートやエンディングノートとしての役割を持たせることもできます。(全 46 頁)



500 円＋
消費税

活用ガイド

ノートを書くときの手引きとなるものが欲しい、という声にお応えして作成した「活用ガイド」は、実例とアドバイス、お役立ち情報満載のガイドブックです。(全 48 頁)



700 円＋消費税

親亡きあとの支援ハンドブック

知的障がいのあるお子さんを持つ親御さんが、お子さんやそのきょうだいのために何をしておくべきか、考えて行動するときの道しるべとなる一冊です。(全 48 頁)



800 円＋消費税

「ノート」&「ガイド」セット 1,200 円＋消費税
ノートとガイドが収納できるクリアファイルが付きます

【ご注文方法】

ら・し・さ のHPから、ご注文いただけます。HPからの注文では支払方法の選択ができます。
◇クレジットカード払い(手数料無料) ◇コンビニ払い・銀行振込など(手数料負担あり)
FAX、メール、ハガキによるご注文では、以下を明記してください。この場合、代金と送料は同封の郵便振替用紙でお支払いください(払込手数料の負担あり)。送料は一律 300 円です。

1. お名前
2. ご住所(送付先)
3. 電話番号
4. 必要冊数 (ノート●冊、活用ガイド●冊、ノート&ガイド●セットなど)
5. どこでノートのことを知りましたか
6. 年代(「60代」など) ※6は差支えなければお書きください

※終活アドバイザー協会会員の方が、会員特別価格(ノート 10 冊以上)で購入される場合には、専用紙でご注文いただくか、会員番号をお伝えください。この場合の送料は 500 円です。

編集後記

今年半ばには平成が終わり、新しい元号になります。長いような短いような 30 年でした。皆さんは平成にはどのような想いがあるでしょうか。

私(50代後半)以降の年齢の人は、昭和より平成の時代に長く生きています。しかし、多くの同世代は昭和が懐かしいと言います。バブル経済の恩恵を多く受けた方、特に男性には、そう感じる人が多いように思います。

私はいえ、昭和は遠くなりすぎた印象です。平成時代に再就職して自分のやりたい仕事を得て、娘 2 人を育てて彼女たちの人生を共に過ごしてきました。自分の仕事の上でも娘たちの進学・就職でも、徐々に男女差別がなくなり、多様性が認められるようになりました。昭和の時代には考えられないほど、差別に厳しい時代になったことは、大いに歓迎すべきことです。

アランの幸福論によると、幸福になるには前向きに努力し、行動することが大切ということです。新しい時代に向けて、皆で行動しましょう。(山田)